

# 後期高齢者医療制度のお知らせ 平成30年度の保険料額を お知らせします



## ■問合せ

住民課国保医療グループ (☎ 74-3002) / 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)

7月に平成30年度の保険料額を個別にお知らせします

## 1. 保険料の計算方法

加入する全ての人が保険料を負担します。  
保険料は被保険者が均一に負担する「均等割」と前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。  
年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

### 所得とは…

前年の収入から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

**均等割**  
1人当たりの額  
年額 50,205 円

+

**所得割**  
本人の所得に応じた額  
(平成29年中の所得 - 33万円) ×  
10.59%

=

**1年間の保険料**  
限度額 62万円  
(100円未満切り捨て)

1年間の保険料の上限額は、平成30年度から62万円になります。(平成29年度は57万円)

## 2. 保険料の軽減と減免

### ①均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。軽減は被保険者と世帯主の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

昭和28年1月1日以前に生まれた人の公的年金などに係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。

### 平成30年度から

均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	年額 5,020 円
33万円	8.5割軽減	年額 7,530 円
33万円 + (27万5千円 × 世帯の被保険者数)	5割軽減	年額 25,102 円
33万円 + (50万円 × 世帯の被保険者数)	2割軽減	年額 40,164 円

## ②所得割の軽減

平成 29 年度は、一定の所得以下の人は所得割が 2 割軽減されていましたが、平成 30 年度からは「軽減なし」へ変更となりました。

## ③被用者保険の被扶養者だった人の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった人は所得割はかからず、**均等割が 5 割軽減** となります。(50,205 円 → 25,102 円)

平成 30 年度から被用者保険の被扶養者だった人の均等割の軽減割合が「7 割」から「5 割」へと変更されました。なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が 9 割、または 8.5 割に該当することがあります。

### 被用者保険とは…

協会けんぽなど、主にサラリーマンの人たちが加入している健康保険のことで、市町村の国民保険などは含まれません。

## ④保険料を納めることが困難な場合

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な人は、保険料の減免を受けられる場合があります。保険料のお支払いが困難な場合は、住民課国保医療グループへご相談ください。



# 3. 保険料の支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からの支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

**「口座振替」を希望する人は、住民課国保医療グループへお問い合わせください。**

(ゆうちょ口座の場合は、郵便局窓口のみでの手続きとなります。)

「年金からの支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。

税申告の際の社会保険料控除はお支払いする人に適用されます。(年金からのお支払いの場合、お支払いする本人の社会保険料控除の対象になります)

# 医療費通知を全受診者へ送付しています

広域連合では、被保険者の皆さんの医療総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関などを受診した全ての被保険者の皆さんへ送付しています。

発送月は 9 月下旬と 3 月上旬の年 2 回です。

### 【イメージ図】

受診年月	診察を受けた医療機関など	診療区分	日数	医療費の総額	自己負担額	食事療養・生活療養費		
						回数	費用額	標準負担額
平成 30 年 1 月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800			
平成 30 年 2 月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000			
平成 30 年 3 月	△△病院	医科入院	5	202,000	20,200	15	11,490	5,400
合計				230,000	23,000		11,490	5,400

※この通知は皆さんの受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

※この通知は医療控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができます。医療費控除の申告は、税務署にお問い合わせください。

## 医療費通知を 活用しましょう

・医療費の推移が一目でわかるため、自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。

・健康診査など、皆さんの健康保持・増進に役立つ情報が記載されます。

・診療日数などに間違いがないか確認しましょう。